

第71回 横浜市屋外広告物審議会議事録	
議 題	審議事項 ア 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について 報告事項 ア 業務実績について（令和4年度）
日 時	令和5年6月27日（火）午後2時00分から3時12分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7
出席者 （敬称略）	委 員：小泉雅子、高橋晶子、天笠米蔵、泉 路代、内田裕子、木伏慎治、小池正幸、齋藤和雄、 田中喜芳
欠席者 （敬称略）	委 員：中谷忠宏
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	本諮問について了承し、決定した。
議 事	<p>開 会</p> <p><b>（事務局）石井景観調整課長</b></p> <p>それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これより第71回横浜市屋外広告物審議会を始めます。私は、都市整備局の景観調整課長をしております石井と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>初めに3点確認させていただきます。</p> <p>まず1点目、配付資料についてです。お手元の右側に諮問文の写しが1枚あると思います。それから、留めてある資料として、次第、委員の名簿、席次表、それから、A4判の、右上に審議事項アと書いたクリップ留めた資料があると思います。もう一つ、報告事項アと書いた資料もあると思います。右上に審議事項アと報告事項アと記載された資料があるかどうかご確認ください。もし不足している場合は事務局に言ってください。</p> <p>2点目です。本審議会におきまして議論・発言された内容は、後日、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページで公開いたしますので、ご了承ください。加えて、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音しますことをご了承くださいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>3点目ですが、本日はハンドマイクを使用しておりますので、発言される際は挙手の上、ハンドマイクを受け取っていただいでご発言をお願いします。また、設備の都合上ハンドマイクが共用となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ハンドマイクの受け渡しなどにつきましてご協力賜りますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>本日は今のところ傍聴人はいらっしゃいません。</p> <p>では、昨年12月の委員改選等に伴いまして、新たにご就任いただきました委員のうち、前回2月の審議会をご欠席された委員につきまして、私から五十音順にお名前をご紹介しますので、一言ずつご挨拶をお願いできますでしょうか。なお、資料2枚目に名簿を添付しておりますので、併せてご覧ください。ではまず、天笠委員、お願いいたします。</p> <p><b>（天笠委員）</b></p> <p>初めまして。西区連合町内会・自治会連絡協議会会長の天笠です。よろしくお願いいたします。西区</p>

は来年80周年を迎えます。その意味からいたしましても、街の美化ということで、今までごみやたばこのポイ捨てについて横浜駅やみなとみらいで活動してきましたが、私はこの屋外広告物の委員になりました。街の美化はそれだけではなく屋外広告物も入るのだなということを、改めてこの年になって感じました。私は広告物については全くの素人でございますが、これから勉強して皆様とともに活動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**(事務局) 石井景観調整課長**

ありがとうございます。それでは、次に小池委員、お願いいたします。

**(小池委員)**

今、紹介いただきました、県の県土整備局都市部都市整備課長の小池と申します。よろしく願いします。屋外広告物行政のほか、景観行政や市街地再開発事業、土地区画整理事業といった市街地整備を担当しております。どうぞよろしく願いします。

**(事務局) 石井景観調整課長**

どうもありがとうございます。では、ここから小泉会長に進行をお願いいたします。

**(小泉会長)**

皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。議長を務めます小泉でございます。本日も活発な審議ができるよう、皆様にご協力をよろしく願いいたします。

まず、事務局より、審議会の成立についてご報告をお願いいたします。

**(事務局) 石井景観調整課長**

まず、審議会の成立についてご報告いたします。本日は、中谷委員に欠席のご連絡を頂いております。今、8名の方が出席されておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則の第31条第2項に基づきまして、委員の半数以上の出席によって審議会は成立しております。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。審議に入る前に、各案件の会議の公開・非公開の是非について、委員の皆様にお諮りいたします。まず、事務局からのご説明を求めます。

**(事務局) 石井景観調整課長**

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づきまして、附属機関の長は会議の一部又は全部の非公開を決定することができるとされています。これを踏まえ、事務局より意見を申し上げます。本日の審議事項及び報告事項につきましては、特に非公開にすべき内容はございません。説明は以上でございます。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明を受けまして、本日は全ての事項について公開とすることにご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**(小泉会長)**

よろしいですか。特にご意見ないようですので、そのとおりに取り扱いたいと思います。

#### 審議事項

##### ア 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

(小泉会長)

それでは、次第(2)審議事項ア、横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例についての審議に移ります。まず、審議事項アについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 石井景観調整課長

事務局より、審議事項ア、横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例についてご説明させていただきます。右上に審議事項アと書かれた資料をご覧ください。まず、クリップを取っていただきまして、次のページにA4判横でカラーの資料があると思いますが、こちらを先に説明させていただきます。カラー刷りのほうです。「デザインマンホールふた(ポケモン)の継続設置について」ということで、こちらは環境創造局の下水道事業マネジメント課が作成したのですが、説明させていただきます。

まず、1ページめくっていただきまして裏面ですが、マンホールのふたの設置場所と設置状況です。設置場所は、JRの桜木町駅の目の前です。AIR CABINがあるところの前ですが、こちらにピカチュウのマンホールのふたが設置してあります。

次のページで、設置経緯と現状です。令和元年8月に、ピカチュウ大発生イベント及び下水道展開催を機に桜木町駅前に設置したものです。この際も当審議会で議論していただきまして、了承を頂いた案件です。まず、約1年1か月の設置について了承を頂きまして、その許可が切れる前の令和2年8月に、またこちらの審議会に諮らせていただきまして、3年の延長を認めていただきました。これによりまして、令和5年9月末まで許可が下りている状態になっております。それについて、現状の確認としまして、令和5年、今年の2月28日に、現地にてマンホールふたの清掃・点検を実施しましたところ、特に異常はございませんでした。また、株式会社ポケモンが継続設置を希望していること、下水道事業及びシティプロモーション等のPR効果もあることなどから、以上の理由により継続して設置することを希望するものです。

次のページから、いろいろ補足説明をさせていただきます。マンホールふたの継続設置の効果についてですが、市民の目に触れる機会の多いマンホールふたにキャラクターデザインを施すことで、キャラクターの強力な発信力を活用し、さらなる下水道の認知度とイメージ向上に寄与します。新型コロナウイルスの影響で多くの人の生活様式が変わる中、SNS等でも発信できるコンテンツは、横浜市のプロモーションにとってこれまで以上に有益なものとなっています。令和元年に設置されたポケモンマンホールふたという新たなコンテンツは、長期的に設置することにより、横浜市を国内外へ継続的に発信していくことを可能としております。また、株式会社ポケモンは、地域活性化を目的として全国に「ポケふた」を展開しており、誘客促進、シティプロモーションに大きく貢献しております。また、ふたのデ

ザインは、設置場所であり横浜観光の入り口となる桜木町からの景観を取り込むなど、地域と一体となった景観の創出に努めるとともに、にぎわい創出にも貢献していると考えております。こちらの効果につきましては、後ほど改めて事業課から説明させていただきます。

次のページに行ってくださいまして、下水道の広報への活用という切り口でも説明させていただきます。下水道広報の必要性ですが、下水道事業におきまして、使用者である市民の皆様から納めていただく下水道使用料収入は重要な財源の一つとなっております。安定的に下水道サービスを提供していくための下水道使用料を市民の皆様へ納得して納めていただくためには、下水道事業の取組について関心を持ち、理解していただく必要があります。また、下水道の広報は下水道の役割や重要性を市民の皆様へ理解いただき、持続的かつ円滑な事業運営のために必要不可欠な取組と考えております。

最後のページで、広報への活用の続きになりますが、下水道の広報にマンホールふたを使うことの必要性です。下水道事業において、マンホールふたは市民の目に触れる機会が多い広報媒体であり、テレビ等にも数多く取り上げられるなど、下水道のPRをする上で欠かせないアイテムとなっております。近年、デザインマンホールは国内外から注目されており、下水道の取組を知っていただくきっかけの一つのアイテムとして、横浜市のみならず、国や多くの自治体が活用しております。マンホールのふたを活用した広報は、「横浜市下水道中期経営計画2022」にも位置づけられております。また、国土交通省の取組としましてマンホールサミットを開催しておりまして、これは昨年11月にも埼玉県所沢市で開かれたものですが、100種類以上のマンホールふたが集うイベントになったということです。次のポツですが、マンホールカードの配布も行っております。また、横浜市におけるデザインマンホールを活用した取組としまして、マンホールデザインを活用したマンホールカードの配布や民間事業者によるマンホールデザインを活用した商品開発の支援など、様々な広報に活用させていただいております。

このようなことを踏まえて、初めに戻っていただきまして、これからご審議内容になりますが、審議事項アと書いたA4判縦の資料をご覧ください。1の概要としまして、名称はデザインマンホールふたの鋳鉄製です。表示内容はポケモンのピカチュウでございます。設置場所は桜木町駅前広場、設置期間は現在の設置期間が切れます令和5年10月1日以降で、今度は継続して設置をお願いするものです。特例許可を必要とする理由としまして、道路の路面は禁止物件に該当するためでございます。2番の事務局としての考え方です。（1）で、許可の特例の可否につきまして、これはこれまで了承いただいた内容と同じですが、改めて説明させていただきます。世界的に有名なキャラクターであるピカチュウをデザインに用いることで、①横浜の魅力を国内外にSNS等で発信し都市ブランドを向上し、観光促進を図ること、②としまして、下水道事業そのものに関心を持ってもらうことを目的としており、「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが妥当であると考えております。これは、これまでと同様の考え方です。（2）としまして、設置期間の妥当性です。これは今回の審議内容になると思っております。変更点ですが、このふたは鋳鉄製のため劣化しにくく、現在の設置状況も令和元年度当初の状況と変更がなく、景観を阻害する要素も認められていません。また、当該マンホールのふたは本市の下

水道事業PRやシティプロモーション等において重要なコンテンツの一つとなっております。以上のことから、事業所管課による定期的な確認及び屋外広告物の継続許可申請時には——これは3年に1度ですが、設置状況に変更がないことを確認することとしまして、設置期限を設けないことが妥当であると考えております。

先ほどのA4判横のカラー版の資料の4ページ目で継続設置の効果について説明させていただきましたが、ここで環境創造局の下水道事業マネジメント課より説明させていただきます。

**(関係局) 後藤下水道事業マネジメント課担当係長**

環境創造局下水道事業マネジメント課の後藤と申します。よろしく申し上げます。それでは、マンホールの設置効果についてご説明させていただきます。

まず、当マンホールの下水道事業のPR効果、シティプロモーションやにぎわい創出への貢献についてということで、マスコミ、書籍、ウェブ、SNS、その他に分けて説明させていただきます。まず1つ目、マスコミ関係ですが、令和元年にテレビ神奈川の「ハマナビ」という番組で、5分ほど当マンホールを放送していただきました。令和5年3月に、NHKの「沼にハマってきいてみた」という番組でマンホール全般をテーマに30分放送され、その中で当マンホールも紹介されています。こちらの番組に関しては見逃し配信がされています。

続いて書籍関連ですが、昨年11月に、外務省発行の広報誌「にぽにか」というもので当マンホールが取り上げられまして、日本語版と英語版を含めて約18万部が外務省から各国の大使館や領事館、広報センターなどを通して世界中に配布されています。また、今年度、2500部程度発行予定の子供向けの図鑑にも当マンホールを載せてほしいという依頼が来ています。

続いてウェブ関連ですが、日本政府の観光局で運営する訪日外国人旅行者向け公式グローバルウェブサイト「Travel Japan」にも本マンホールが掲載されています。また、YouTubeチャンネルの「ポケモン Kids TV」という、ポケモンの公式チャンネルですが、横浜の上下水道の紹介とともに本マンホールが取り上げられまして、9.1万回の再生回数を記録しました。

続いて、SNS関連ですが、本マンホールを設置した際の本市発信のツイートでは1万7576回の表示回数を記録しています。その他のイベント周知の本市発信のツイートの表示回数がおおむね2000回程度ということから、関心の高さがうかがえます。また、先ほどのYouTubeチャンネルの動画公開ツイートでは、ポケモンの公式ツイッターが同内容のツイートを行ったところ、66.6万回の表示回数を記録しました。また、Instagramでは、ポケモンマンホールというハッシュタグがついたものは2.9万件以上、ピカチュウマンホールというハッシュタグがついたものは500件以上の投稿がされています。

最後に、全世界で10億以上のダウンロード数を記録した携帯ゲーム「ポケモンGO」の中で、本マンホールはポケストップというアイテムがもらえる場所になっています。具体的な訪問者数をお示しすることは難しいのですが、ゲームのダウンロード数や桜木町駅前という横浜を代表する地理的な条件から、相当数の方がこの場所に訪れたのではないかと推定されます。

直接的にはこれらのおりですが、間接的な効果を含めると、本マンホールは下水道事業のPRの効

果、シティプロモーションやにぎわい創出へ大きく貢献しているのではないかと考えております。以上でございます。

**(事務局) 石井景観調整課長**

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**(小泉会長)**

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について、発言がありましたらお願いします。内田委員、どうぞ。

**(内田委員)**

ほかの会社さんがマンホールで同じような広告というか、そういうことをやりたいと言ってきたときも、株式会社ポケモンと同じような対応になるのでしょうかという質問が1つ。

あと、これが本当にシティプロモーションにつながっているとするならば、もうちょっとたくさんいろいろなところでポケモンのふたをやってもいいのかなと思うのですが、それが横展開していかないのはなぜかという素朴な疑問。

あともう一つ、マンホールの鑄造の費用はどこが負担しているのですかという、3つの疑問がございます。

**(関係局) 後藤下水道事業マネジメント課担当係長**

1つ目の、ほかの会社さんからそういう要望があった場合に関しては、基本的には今回設置したピカチュウのマンホールと同じような手続を踏めば可能です。

2つ目の横展開に関してですが、基本的には事業者様からの提案を受けて設置するものになるので、ポケモン社からそういう依頼がなければ、我々のほうから置きますということはなかなか難しい状況です。

最後、費用に関してですが、ピカチュウのデザインの部分に関してはポケモン社から横浜市に寄贈いただいで横浜市で設置する形で対応しております。

**(内田委員)**

ありがとうございます。では、実費は負担していただいているというイメージでよろしいのですか。

**(関係局) 後藤下水道事業マネジメント課担当係長**

はい。そのとおりです。

**(内田委員)**

素朴な疑問ですみません。ポケモン社は、どうして桜木町駅前だけなのでしょう。

**(関係局) 木下下水道事業マネジメント課**

桜木町駅前という点に関しましては、シティプロモーションに寄与するという観点を検討した結果、その場所になっております。ポケモン社が作るマンホールふたですが、あまり観光客の方が訪れないような地域にも設置したりしておりますので、現時点では桜木町駅前にある1か所でシティプロモーションに大きく寄与しているという点で、横浜市としては1か所で十分であるという考えになっておりま

す。

**(内田委員)**

最初、この場所で、と指定してきたのはポケモン社ですか。

**(関係局) 木下下水道事業マネジメント課**

いろいろな設置先の候補がございまして、設置する場所の元々のマンホールふたの劣化状況にもよりますので、そういったところを加味して検討した次第です。また、設置当初に関しましては、このふた以外にも大さん橋ですとか、ほか4か所に期間限定で設置しておりますので、5か所設置して現在の1か所だけが継続して残っているという状況になっております。

**(内田委員)**

横浜市として戦略的にポケモン社と組んでいろいろ展開しているのかなというイメージがあり、ピカチュウの大発生イベントを私も取材したことがあって、非常に集客力があるいいイベントかなと思いましたが、あれはなくなったのですよね。今はもうやっていないのですよね。あと、郵便ポストの上にピカチュウが乗っかっていて、あれもかわいいなと思って写真を撮ったりしています。そういうことで、戦略的に横浜の、ある意味この近辺のキャラクターとしてピカチュウを展開していくというのが、ポケモン社と横浜市の両方で暗黙のというか、そういうのがあるのかなという感じで見ていて、それはいいことだと思っているのですが、そのあたりはどんな感じなのですか。

**(関係局) 木下下水道事業マネジメント課**

現時点では1か所ですが、ただ単に乱立しておけばいいということでもございませんので、下水道事業として広報の観点で寄与に値するかという点と、シティプロモーション全体として観光に寄与するかという観点、あとは下水道事業のふたとして十分に値しているかという多様な点から、設置するのが適当であると考えた場合に設置を検討するといったところでございます。

**(内田委員)**

ほかの大打進とか、ポストの上にあるよとか、そこは別に横で連携してつなげてやっているわけではないということですね。

**(関係局) 木下下水道事業マネジメント課**

そうですね。我々としては、下水道事業のマンホールの部分についてだけ担当しています。

**(小泉会長)**

よろしいでしょうか。私も今日出席するために先ほど少しウェブサイトなどを見ていまして、ポケふたは全国に何百もあるように書かれていましたが、今、神奈川県の中にあるのは桜木町のもの1か所みたいですね。ポケモンの図鑑とリンクしていて検索できるので、面白くていろいろいじっていたのですが、ピカチュウのポケふたは桜木町のあそこだけみたいですね。それぞれの地域に特別な、その地域の関係のものが設置されていて、それぞれの場所での特別感をきつとつくっていらっしゃるのかなというのは、拝見していて感じたところです。ほかに何かご意見はございますか。田中委員、よろしく願います。

**(田中委員)**

今のご説明で、桜木町駅前のポケふたが誘客促進とにぎわい創出に貢献していることはよく分かりました。ありがとうございます。当該ふたに関しましては、株式会社ポケモンも設置継続を希望しており、さらに、今の状況で特段、維持管理上の問題があるわけではないということですから、この件に関しましては、私としては特に反対する理由はございません。

まず、それを申し上げた上で、本日はこの案件以外にほかに審議事項もないようですし、原局もお見えになっていることですから、この機会に少しお時間を頂きまして、横浜市の下水道事業促進の重要性を十分に認識する者の一人としまして、ふだん感じていることを少しここで申し上げたいと思います。その中で、1つ、2つご質問させていただきたいと思っております。会長さん、続けてもよろしいでしょうか。

**(小泉会長)**

はい。どうぞ。

**(田中委員)**

それでは、会長さんのお許しが出ましたので、続けさせていただきます。審議事項アの資料、事務局としての考え方のところをご覧ください。②についてですが、これは文字どおりの解釈をすると、世界的に有名なキャラクターであるピカチュウをデザインに用いることで、②下水道事業そのものに興味を持ってもらうことを目的としていることが分かります。ポケふたの設置目的は、これが下水の人孔ふたである以上、個人的には誘客促進・にぎわい創出よりも、むしろ②の下水道事業そのものに興味を持ってもらう役割のほうが重要だと考えております。今、人孔ふたと申し上げましたが、人孔とは土木用語でマンホールのことです。個人的には、ふだん人孔という言葉のほうが使い慣れているものですから、ここでも人孔と言わせていただきます。今の原局のご説明で、ポケモンの誘客促進への寄与は理解いたしました。また、評価するものでもあります。データ集め等、いろいろお手数をおかけしました。ありがとうございます。その上であえて申し上げますが、下水道事業の啓発促進の観点から考えますと、桜木町駅前のポケふたは、あくまでも個人の感想ではありますけれども、市が期待する下水道事業啓発効果よりも株式会社ポケモン側が享受するポケモンPR効果のほうが格段に大きい気がしてなりません。なぜそうかと申しますと、今の原局のご説明でピカチュウ効果の大きいことはよく分かりました。しかし、そうだとすれば、ピカチュウ人気が高ければ高いほどピカチュウばかりに目が行ってしまいまして、具体的には下水道関連の文字が人孔ふたのどこにも入っていない現在のデザインでは、この人孔ふたを通して市の下水道事業に興味を広げてもらいたいという本来の目的からはむしろ程遠いものになってしまっているのではないかと個人的には危惧しております。もし万が一、下水関連の文字がふたに入るとデザイン的な価値が下がるとの理由とか、ポケモン側の要望で入れていないのだとしたら、何のための設置なのか、本末転倒な話だと言わざるを得ないと個人的には考えております。それ以前に、このポケふたが下水人孔のふただと気づく人はどれほどいるのかも疑問に思っております。

ここで原局にお尋ねいたしますが——原局というのは下水道事業マネジメント課です——このポケふ



たが設置されている人孔の下水管は、合流式のものですか、それとも分流式のものでしょうか。

**(関係局) 後藤下水道事業マネジメント課担当係長**

合流式です。

**(田中委員)**

そうですか。一口に人孔、つまり施設管理用の穴であるマンホールといいましても、1つには上水道設備用、2つ目が下水道設備用、3つ目として、NTTや東京ガス、東電などの地下構造物管理用の3種類がございます。10年ほど前のデータで恐縮ですが、市内には上水道人孔が約13万個、これはほとんどが仕切弁と消火栓で、下水道に至っては約53万個の人孔があるといわれております。令和3年度の下水道普及率のデータを見ますと、緑区では面積比に限ればまだ59%ですから、この先も人孔の数が増えることは明らかだと思っております。

今、このポケふたが設置されている人孔に接続する下水管は合流式とのお答えでした。下水道関係者の皆さんには釈迦に説法の話ではありますが、一口に下水と申しましても、家庭からの排水である汚水と雨水、いわゆる雨の2つがあります。分流式とは、この2つを別々の管で流す仕組みです。一方、1つの管で一緒に流すのが合流式という方式です。みなとみらい21地区を歩いていると分かりますが、あそこの人孔ふたには、はっきりと平仮名で「あめ」とか「おすい」と刻まれております。市庁舎周辺をはじめ、中区や磯子区でも広く使われております。鑄鉄製のパイブリッジ柄の人孔ふたには、昔はローマ字で「OSUI」とはっきり刻まれておりました。写真が小さくて分かりにくいかもしれませんが、資料の6ページの今のパイブリッジ柄の人孔ふたには、ローマ字で「YOKOHAMA」の文字は入っていても、「OSUI」の文字は入っておりません。これでは、この人孔ふたが上水なのか下水なのか、あるいはNTTのような地下構造物管理用のものなのか、一般の市民の方には全く分からないのが現実だと思います。それ以前に、一般市民はそこまで人孔ふたに関心がないのではないかとというのが個人的な思いであります。どうですか。ここにおられるほかの委員さんたちも、そこまで気をつけて人孔ふたをご覧になることは、恐らくほとんどないのではないのでしょうか。

いずれにしましても、この件だけであまりお時間を頂くわけにはまいりませんので、何が言いたいか結論を申し上げますと、今後、また新しいピカチュウのデザイン人孔ふたを設置するにせよ、ほかのキャラクターを使って人孔ふたのデザインを考えるにせよ、人孔ふたを通じて下水道事業そのものに興味を持ってもらいたいという目的で設置するのであるなら、なおさら、ふたにはっきりと下水道の人孔ふただと分かるように「おすい」「うすい」あるいは合流式なら合流式と明記するべきだと、私は思っております。以前、戸塚にあった箱根駅伝の様子を描いた人孔ふたは、デザインマンホールふたではありましたが、はっきりと「合流」の文字が絵の中に入っておりました。こうして胸を張って下水道人孔のふたであることを明記してこそ、本来の目的である、市民にもっと下水道事業に興味を持っていただけるきっかけになるのではないかと考えております。長くなりまして恐縮ですが、個人的には70年間横浜に住んでおまして、横浜市の下水道事業の促進を応援する市民の一人として、ふだん思っていることを申し上げました。

デザインふたに下水道文字が入っていない——先ほどはポケモン社からのデザインということでしたが、そのときに市として、なぜ「下水」の文字を入れるように指示をされなかったのかなど、今ちよつと思えました。今後の対応について、こういったデザインマンホールふたの提案があったときにどういった方向でいくのがいいのかを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。原局のお考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

**(関係局) 後藤下水道事業マネジメント課担当係長**

ありがとうございます。まさに田中先生が今おっしゃったとおり、課題はあると思っています。先ほどのお言葉の中で、人孔ふたを気にされない人がほとんどなのではないかというところをまずは打開したいということで、このデザインマンホールを始めておりますので、まだ現状では過渡期という認識をいただければと思います。なので、先ほど頂いたご意見に関しては、今後、事務局としてそういうご意見があったことを十分配慮しながら、慎重に進めていきたいと考えております。

**(田中委員)**

ありがとうございます。よろしくお願いたします。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。いろいろと多面的なご意見が出てよかったですと思います。ほかに質問もないようですので、本件については了承することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**(小泉会長)**

それでは、本件につきましては以上といたします。以上で諮問事項の終了となります。ただいま行われましたそれぞれの決定に基づき市長に答申する必要がありますが、案文の調整は会長に一任を願いたいと思います。ご異存ございませんでしょうか。

(異議なし)

**報告事項**

**ア 業務実績について (令和4年度)**

**(小泉会長)**

それでは、次第(3)報告事項ア、業務実績について事務局より説明をお願いいたします。

**(事務局) 石井景観調整課長**

次のページですが、報告事項ア、業務実績についてご報告させていただきます。右上に報告事項アと書かれた資料をご覧ください。1番の「屋外広告物の許可申請及び届出件数」につきましては、令和3年度から4年度にかけて、一番上の表示・設置許可申請は523から495と若干減って、その次の行の追加・変更・継続許可申請は1801から2173と若干増えていて、この2つの行を合わせますと若干増えている形になっております。その次に、広告主等変更届出、屋外広告物変更届出、除却届出などがありま

すが、多少の数字の増減はありますけれども、おおむね近年このような形で推移しているところです。

2番の「屋外広告業の登録申請及び届出件数」で、一番上の左側、市の登録につきまして、登録申請、更新申請、変更届出、廃業届出とありまして、登録申請につきましては令和3年度の3から令和4年度の7と4件増えておりますが、そのほか、特例届出（県登録）を含めまして、おおむねこのような形で近年推移しているところです。

3番の「路上違反広告物の除却実績」ですが、こちらははり紙とはり札につきまして、令和3年度から令和4年度にかけて除却の実績としては減少している傾向です。一方で、下の立看板につきましては、231から338とかなり増えている傾向になっております。ですから、はり紙、はり札というような簡易なものは減って、下にカラーで示しておりますが、立看板のようなものは少し増えている傾向になっております。

次のページをめくっていただきまして、4番の「イベント広告物協議制度運用実績」です。前回は9番までご説明していたかと思えます。9番の赤レンガ倉庫のところまでご説明させていただきまして、追加で書かせていただきましたのは10番以降です。2027年国際園芸博覧会の開催1500日前のPRとか、11番、12番、それから、参考として、令和5年度に入りまして、5月31日までですが、イベント広告物の協議制度を受けて運用した案件です。1番はSEASIDE CINEMAということで赤レンガで映画の上映、2番としまして第42回の横浜開港祭です。開港祭は雨が降っておりましたが、コスモクロックでのロゴマークの表示等をさせていただいております。イベント広告物協議制度は昨年度から始まったものですが、このような形で運用させていただきまして、その中で期間の基準を少しオーバーした案件が昨年度の6番のヨコハマイルミネーションと、8番、9番につきましては、7日間というイベント協議制度の期日を超えた状態ですけれども、そちらは運営上やむを得ないということでただし書を適用させていただきました。

次のページに行かせていただきまして、5番の「横浜サインの取組について」をご紹介します。本市では、機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」と名づけ、平成25年度から普及啓発に取り組んでいるところです。令和3年度は、魅力的な横浜市内のサインを表彰する第2回横浜サイン賞を開催しまして、令和4年度はパネル展を開催させていただきました。その下に、パネル展の「横浜サイン展2023」の開催概要を示しております。日時は令和5年2月24日から26日、場所は象の鼻テラスで行わせていただきました。内容は、ネオンサインや第2回のサイン賞の表彰作品を展示するなどしまして、それなりに人に見ていただいて好評をいただいたところかなと思っております。また、このサイン賞、サイン展などにつきましては、引き続き行えるように現在調整しているところです。

また、こちらには示しておりませんが、今年度も安全点検まち歩きを実施させていただこうと思っております。6月14日から7月28日を募集期間として、募集をかけさせていただいております。こちらにつきましては、今年度は5団体程度一緒に周ることを考えておりますが、実施協力として神奈川県広告美術協会さんとか、あとは市内の商店街の方に募集をかけさせていただいております。大体予定とす

ると今年の10月から11月にかけて実施したいと思っているところですが、またそのときにはご協力をよろしくお願いします。説明は以上となります。

**(小泉会長)**

それでは、ご説明が終わりましたので、1番から5番まで項目が多岐にわたっていますが、質疑に入ります。特にこの項目からというふうには区切りませんので、業務実績についてご発言がありましたらお願いいたします。高橋副会長、お願いします。

**(高橋副会長)**

5番の横浜サイン展2023について質問です。会場へ見に行き、展示が一通り行われていることを確認しましたが、このパネルは誰が作るのですか。

そしてもう一点、展示はこの1回で完結して、このパネル等はその後どうなったのですか。表彰式等はあったのでしょうか。以上、お願いいたします。

**(事務局)**

事務局から説明させていただきます。パネルは、本市の職員に加えまして、神奈川県広告美術協会の皆様にご協力いただきながら、写真を撮影し、パネルの作成もさせていただきました。パネルは現在、特に活用できていませんが、3日ほどしか展示できませんでしたので、可能であれば何かの機会に活用させていただきたいと考えているところです。

今回は令和3年度の最後に表彰式を行っていただきました第2回のサイン賞の受賞作品の展示になりますので、特に表彰式等は行っておりません。以上です。

**(高橋副会長)**

ありがとうございました。というのは、自分が当事者だったらどう感じるかなと思ったときに、ちょっと地味だったなというのがあって、何らかの形で事業者さんが実際にいいサインをしているところをもう少し盛り上げていただきたいなと思いました。パネルも一個一個はすごくきれいなのですが、何か直感的にちょっと堅い展示で、これよりもっとうまくできるのではないかと思ったものですから、感想だけで申し訳ありません、限られた予算の中で工夫ができたらと思った次第です。

**(事務局) 石井景観調整課長**

ありがとうございます。今年も開くべく調整しているところですが、そういったご意見も踏まえまして、なるべく盛り上げられるような形で、来場者さんにも喜んでもらえるような形で進めていけるように検討してまいります。

**(齋藤委員)**

神奈川県広告美術協会の齋藤です。こちらのサイン展に協力させていただいています。前回というか今回は象の鼻テラスで開催されましたが、以前はそごうの上の会場でやったこともありまして、そのときのほうが来場者も多くて盛り上がっています。ここはちょっと場所がおしゃれ過ぎるといいますか、展示もおしゃれなのですが、展示に関しては当協会ではないのです。パネルの制作だけは当協会なのですが、どのように展示してどうやってみたいなことには関わっていないので、物だけご用意した形

です。入り口の外にちょっとした立看板はありますが、やっているのを知らないと外から見てもやっているかどうか分からないぐらい地味になってしまっています。そごうで開催されたときは結構人通りがあつて、通りがかりであれ？というので、知らなくても入ってくる人はたくさんいましたし、多分、そごうのときのほうが来場者数は全然多いですよ。何倍も来ていたと思います。私も土曜日に行ったら、同業者が何人かいただけで本当に誰もいませんでした。なので、会場もここよりはもうちょっと人の集まりやすいところのほうがいいかなと。雰囲気はこっちのほうが全然おしゃれです。そごうでやったほうがそんなにおしゃれな感じはないのですが、ただ、ものすごく盛り上がっていましたので、その辺も含めて、場所はもう少し人の集まりやすいところがいいかなと思いました。

**(事務局) 石井景観調整課長**

ありがとうございます。場所のことも含めて検討材料とさせていただきます。

**(小泉会長)**

私も見に行つて、ここの場所自体は周りの雰囲気が良いので楽しめたのですが、八王子から行ったものですから、もうちょっと何か見たかったなとは思いました。ただ、この横浜サイン展を募集されて、選ぶために来場者投票などのステップをされて、その後、選ばれた後の今回の展示ということですので、ご協力いただいてパネルが更新されて写真がバージョンアップされていますし、あと、説明の内容とかも受賞された方の言葉になっていました。私が推薦の弁みたいなものを書かせていただいた床屋さんの古い緑青が吹いているサインがあったのですが、もう廃業されるということで、良い記念になったというような思い出が書かれているのを見て、ちょっとじんときました。そういうステップを踏みながら展示を重ねることで、前に見たあれではなくて、そのとき展示するならではの工夫をされると、見る方にもいろいろと響くものがあるのではないかなと思いました。あと、現地で展示するというのもとても良いことなのですが、見ようと思わないとなかなか見に行けないかもしれませんので、ウェブ展示のように、少し関心を持たれたときにいろいろな方に見ていただけるようなものと組み合わせていくことも可能性があるのかなと思ひながら拝見して帰ってきたところです。

ほかには、何かご質問やご意見は。どうぞ、お願いいたします。

**(天笠委員)**

3番の路上違反広告物についてですが、こちらに写真が2枚載っております。それ以外にも、明らかに路上違反広告物というのがはっきり分かるものにつきまして、どこの許可も取らずに各地域ではがしてしまってよろしいものなのでしょうか。私たち地域としては、こういう違反広告物であっても許可を取らなければいけないという考え方をしていますが、ここに「主に業者への委託により撤去いたします」と書いてあるので、そうしますと、何かそういう責任者でなくても路上違反広告物と明確であればどなたが撤去してもよいと理解してよろしいのでしょうか。

**(事務局) 石井景観調整課長**

ありがとうございます。基本的には、私どももこれを撤去するときには一度通告書を貼って、これは違反ですのでいついつまでに撤去していただかなければ本市において撤去しますという旨を通告すると

いう手続を踏んでおります。勝手にはがされるというのもトラブルになるおそれがありますので、こちらに連絡を頂けたほうがよろしいかと思っています。

**(天竺委員)**

すごく難しいですね。地域におきましては、100%これは違反ではないかといういかがわしい立看板とかそういうのもあるのですが、勝手にはがせないということがあるものですから、その辺の手続をもっと簡素化できないかと。できれば各地域に、西区なら西区に何名という係の者がいらっしゃいまして、その人が許可すればどなたでもはがしていいとか、もう少し簡単な形で許可できないものなのでしょうか。今のご説明ですと、勝手にはがしてしまうとトラブルが起きてしまった場合に問題が起きるといいます。はがしてしまっても路上違反広告物であれば私たちには何のあれも及びませんというのであればいいのですが、今のお話ですと、やはりそういう形を取らなければならないということになりますと、地域としては歯がゆい感じが現状ではしています。その辺の見直しというのはしていただけないものなのでしょうか。

**(事務局) 榊原地域まちづくり部長**

お気持ちは非常によく分かる話なのですが、違法であろうが何であろうが、広告物は出している方の所有物なので、法律上はやはり勝手に取れないという仕組みになっていまして、それを屋外広告物法に基づいて我々は通告します。通告して何日たったら強権的にやれるという仕組みを持っているわけですが、それを、我々横浜市だけでは手が回らないので事業者の方に委託してやっているという現状ですが、各区に土木事務所があります。土木事務所の方たちも我々と同じように指導できるような体制を取ってまして、先ほど地域の方がという話がありましたが、そこには少し手が届くような形で18区にそういう人を置くという体制を取っております。おっしゃるように、本当はすぐ取りたいところもありますが、道路上で交通に支障があるということであれば、土木事務所が道路管理者の立場で撤去・移設できる、回収してきてくれることができます。ただ、それを勝手に処分できるのではなく、取ってきたので所有者の方が取りに来るまでまた保管しなければいけないと。そういうこともしていますので、所有物を勝手にやることについては、法律上の手続を設けた中で対応させていただいているのが現状です。お気持ちは分かりますので、もう少しうまくできるかどうか検討させていただきたいと思います。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ほかにご質問やご意見などありましたらお願いいたします。どうぞ。

**(泉委員)**

4番のイベント広告物協議制度の運用実績の点についてご質問申し上げます。6番と8番と9番について、先ほどのご説明で、原則的な設置期間である7日間を超えるものであるけれども、ただし書の運用によりこの協議を成立させましたというお話がありましたので、この点についてご質問申し上げます。もともとの基準は、昨年の3月31日に告示された横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び同条例第10条第3項の協議の成立に必要な基準というものに従っているということによろしいですね。

**(事務局) 石井景観調整課長**

はい。

**(泉委員)**

この中の2の(3)、私たちのこの黄色い冊子の中で通し番号85ページにこの基準がございますが、(3)のAで、「広告物等を表示し、又は設置する日から原則7日以内とし、再度同一の区域に広告物等を表示し、又は設置する場合は、前表示又は設置期間の5倍の日数を空けること」と書いてある、この部分でございますか。少し引用が長くなりましたけれども、この趣旨は、もともと短期間のイベント時でもその条例の規定を守らなければいけないという状態だったのが、これよりもより活性化するためということで7日間と定めていたかと思うのですが、拝見しまして、7日より大分長いものも認められるのだなということを感じました。とはいっても、2年、3年といった期間ではなく、7日に準ずるような近い期間であれば、少し例外を広く認めてもいいのかなと思います。例えば6番ですと、11月16日から2月14日ですので3か月間という期間になります。このような期間について、より長いものを認めた理由ですとか、その中で、このぐらいの期間であれば延長可能であろうというような検討をされた理由などがありましたら、ぜひ教えていただけないかと思います。

**(事務局) 石井景観調整課長**

ありがとうございます。6番のヨコハマイルミネーションにつきましては、確かに期間がかなり長い状況です。一方で、表示をするのは10分以内という基準があり、10分でしたら期日は7日を超えられたのですが、時間が延びてしまっていたこととの兼ね合いで考えたところもございます。あとは、横浜市にとっての重要なイベントと考えたことが一番大きな理由でございます。ほかの8番、9番につきましても、横浜市のプロモーション事業とにぎわいの活性化に大きく寄与すると、横浜市として協議して考えさせていただいた結果、認めさせていただいたというのが実情です。

**(泉委員)**

そうしますと、そのような理由があるものについては、今回の6番、8番、9番ぐらいの期間の延長は現状としては認めているということでしょうか。

**(事務局) 石井景観調整課長**

昨年度から始まった制度であり、今年度もまたいろいろ大きなイベントが出てくると思いますが、それが本当に横浜市の重点の事業として考えられるのかと。横浜市のにぎわいに大きく寄与して、公共の秩序を考えながらにぎわいも考えて、横浜市に貢献できると考えたものにつきましては、十分協議した上で、認めるべきところは認めていきたいと思っていますところ。

**(泉委員)**

今、お話にありましたが、要件の中で、(3)のAのほうの7日間ではなくて、(3)のIのほうの1日当たりの表示期間が原則10分以内というところも、例外で少し長いものを認めているものがあるということになるのでしょうか。

**(事務局) 石井景観調整課長**

現状ではそちらのほうではなくて期間のほうがオーバーしている形で認めている状態です。

**(泉委員)**

そうしますと、全件について10分以内というのは守られているということになるのでしょうか。先ほど時間が延びてしまったというお話が……すみません、勘違いしてしまったのかもしれませんが。

**(事務局) 榊原地域まちづくり部長**

期間が長いものという話については、先ほど言った6番と8番と9番が延びています。ヨコハマイルミネーションとヨルノヨについては、1日10分というものについても超えてしまっている状況です。例えばヨルノヨであると、6時、6時半と、30分ごとに5分間の展示なのですが、暗くなって6時からスタートして大体9時ぐらいまでやると、何回も5分を足していけば、1日10分という制限になっていますので、当然それを超えているという状況です。先ほど85ページの(3)を見ていただいたのですが、84ページのどういうものが対象になるのかというときに、行事自体は国や公共団体、公益法人など公的主体と一緒にやる、もしくは共催する形のものなので、単に広告を出したい人が出しているのではなく、公的主体と一緒に取り組んでいるものということがまず前提となっていて、その下の(2)のところで、地域の振興、観光の振興とか、経済的な潤いを誘発するとか、人を呼び込むとか、そういう要素を持っているものであるかを協議の中で評価する仕組みになっています。先ほどの延びたのは全部、横浜の冬のイルミネーションで、夜来るとこういうものが見られるというものですので、1週間だけという人を呼び込むには少し短くて、観光シーズンとして展開していくときに、やはり2か月、3か月という期間が必要になってくるものもあります。ヨルノヨも年内で終えていたのを、去年は少し年を越えて、新年の祝いするときにも展開できるようにしていこうと工夫していますので、そういうことで少しずつ延びていますが、ただ、あまりイベントとして、興行として展開しているというよりは、景観をつかっていくような取組をしていますので、そういう中では許容範囲であるのかなという形で運用させていただいています。現状が今こういう形ですが、単にただし書が適用できるからどんどんやっていくというよりは、今のところはまだ慎重に運用させていただいているということだと感じています。

**(泉委員)**

そうしますと、この基準の構造は、2で基準を設けまして、ただし書で、「まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない」となっていますが、その中で今、例外を認めているのは、(3)の設置する期間や1日の表示時間というところでして、その他の(1)の行事の主体ですとか、(2)の内容、(4)以降の基準については、今のところ慎重な運用で、例外を認めているようなことはないのでしょうか。

**(事務局) 石井景観調整課長**

ないです。

**(泉委員)**

ありがとうございます。以上です。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。では、内田委員、お願いします。



**(内田委員)**

1つお願いというか、可能なのかということですが、4のイベント広告物の表で、事業名称のところ  
にイベント名が書いてあるのですが、その主催者ですか、事業主か、どこがこれを申請したのかという  
項目があると表として見やすいかなと思っています。今後、そこも加えていただけるとありがたいな  
と思います。

**(事務局) 榊原地域まちづくり部長**

分かりました。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。

**(高橋副会長)**

今のやり取りを伺っていて、なぜ(3)のアとイが固まってきたのか、経緯を知らないので、これが  
オーケーだったらもう少し何か、そもそもこのフレームを見直すことをやりながら許可していくよう  
な、そういった手順がなかったのかなと思ったりしました。1週間以内というのはどういう経緯から来  
たのかも分かりませんでしたので、教えてください。

**(事務局) 榊原地域まちづくり部長**

イベント協議制度が本格的にスタートしたのは昨年度からなので、基準の運用をしたのも昨年度が初  
めてという状況です。それまでは、プロジェクションマッピングとか、コスモクロックの観覧車のと  
ころのLEDで表示するとか、社会実験というような位置づけの中で運用してきました。ただ、社会実験  
という表現でやっていくと何でもありなのかとか、基準がないのかということもあって、ファイナル  
ファンタジーのプロジェクションマッピングは、インターコンチネンタルホテルの壁面を使って1日2回  
上映ぐらいでやりましたが、先ほどのポケモンではないですけども、かなりの集客がありました。そ  
ういうことをする際には文化観光局——今はにぎわいスポーツ文化局になっていますが、そういうと  
ころが事業者と協力した中で開催していくということをやっていました。先ほどの基準ではないですが、  
共催するとか一緒にやるという仕組みでやっていかないと、多くの人が集まるときに警察との協議とか  
もしていかなければいけないので、事業者単独ではなかなかできないと。そのときに、イベントとして  
過去の実績、社会実験でやってきたときに、1週間もしくは1日10分ぐらいで大体収まるだろうと考  
えたのでこの基準をつくりました。ただ、先ほどの冬の夜間のイルミネーションとかあいうものにつ  
いては、イベントとしてやっているのか、それとも景観づくり、雰囲気づくりをしているのかという  
ところが非常に難しく、単に建物をライトアップするだけであれば屋外広告物に当たらないのですが、技  
術の進歩で、プロジェクションマッピングでいろいろやりたいという提案が出てきた中で、屋外広告物  
にも該当してしまっているのが、例外的な運用をしないとあれが実現できないというのが実態です。高  
橋委員が言うように基準を変えていけばいいのではないかと、我々も当然そのように思っていますが、  
ただし書をどんどん連発するようであれば基準を変えていく必要を感じますけれども、まだ1年目に運  
用した段階ですので、課題を認識しながら運用しているような現状です。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

**(泉委員)**

今の点は私も賛成でして、基準として設けているものに例外で少し長いものが認められてしまうようなものが幾つか出てきたのであれば、基準自体、なぜ7日間としたのかという趣旨を踏まえながら、今年ということではないと思いますが、事例を積み重ねたところで検討が必要なのかなと。本当にどのぐらいのものであれば延ばしていいのかというようなことです。ほかにも例外を認める基準というのも恐らく項目ごとに違ってくると思いますので、今回の期間ということであれば例外を認める基準はまたあるでしょうし、ほかの基準は例外を簡単には認められないものもあると思いますので、そのあたりの検討は必要になってくるのではないかと思います。

**(小泉会長)**

ありがとうございます。ほかにはございますでしょうか。

では、いろいろご質問も出ましたので、ほかにもこれ以上ないようでしたら本件については以上とさせていただきます。

**その他**

**(小泉会長)**

事務局より、ほかには何かございますか。

**(事務局) 石井景観調整課長**

特にございません。

**(小泉会長)**

議事とは違うことでも、委員の皆様からほかにも何か、特にございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、これで予定していました議事は全て終了とさせていただきます。皆さん、大変熱心なご意見・ご議論、ありがとうございます。進行を事務局にお返しします。皆さん、お疲れさまでした。

**(事務局) 石井景観調整課長**

皆さん、ありがとうございます。冒頭でもお知らせいたしましたが、本日皆様にご議論いただきました内容を記録した議事録は、事務局が作成しまして委員の皆様にご確認いただいた後、会長に最終的なご確認をいただきます。

また、本審議会は年に2回程度のペースで開催しております。特に何もトラブルがなければ、次回は年明けごろの開催を予定しております。開催が決まりましたら日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**閉 会**

	<p>(事務局) 石井景観調整課長</p> <p>それでは、本日の屋外広告物審議会の審議・報告はここで終了させていただきます。委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について <span style="float: right;">【審議事項ア】</span></p> <p>(4) 業務実績について（令和4年度） <span style="float: right;">【報告事項ア】</span></p>